

やまなし創生官民連携空き家活用事業認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、やまなし創生官民連携空き家活用事業の認定に関して必要な事項を定めることにより、地域の課題解決や地域の活性化等に資する空き家の活用を促進するとともに、県内の官民連携による空き家活用施策の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 認定事業 第5条第1項の規定に基づき、知事が認定した事業をいう。
- 二 認定事業者 第5条第1項の規定による通知を受けた者をいう。
- 三 空き家 山梨県内に存する建築物であって認定事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのないものをいう。

(認定の基準)

第3条 知事は、次のすべての要件を満たす事業を「やまなし創生官民連携空き家活用事業」として認定することができる。

- 一 複数の空き家を活用する見込みのある事業であること。
- 二 空き家の活用が複数の市町村の区域において実施される見込みのある事業であること。
- 三 地域の課題解決や地域の活性化等に資する事業であること。
- 四 県の諸施策に反しない事業であること。
- 五 その他事業の公益性、実現性等の観点から、認定すべきものであること。

(認定の申請)

第4条 事業の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、やまなし創生官民連携空き家活用事業認定申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。

- 一 事業説明書（様式第1号の2）
- 二 認定申請者が法人である場合においては、次に掲げる書類
 - イ 定款又は寄付行為
 - ロ 登記事項証明書
 - ハ 法人税の直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面
 - ニ 役員が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村（特

別区を含む。次号において同じ。)の長の証明書

ホ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

三 認定申請者が個人である場合においては、次に掲げる書類

イ 所得税の直前一年の各年度における納付すべき額及び納付済額を証する書面

ロ 認定申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員）を含む。）が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人が法人である場合においては、その法定代理人の登記事項証明書

ニ 財産に関する調書（様式第1号の3）

四 認定事業を適切に実施するための必要な体制が整備されていることを証する書類（様式第1号の4）

五 個人情報取扱規程又はこれに準じる書類

六 誓約書（様式第1号の5）

七 その他知事が必要と認める書類

（事業の認定）

第5条 知事は、前条の規定による認定の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う聞き取り調査により、第3条の規定に適合するものと認めるときは、同条の認定を行い、やまなし創生官民連携空き家活用事業認定通知書（様式第2号）を認定申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定にかかわらず、認定申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は前条の申請書若しくはその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、事業の認定を行わないものとする。

一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

五 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が第二号から第四号までのいずれかに該当するもの

六 法人であって、その役員のうち第二号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

- 七 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者
 - 八 認定事業を実施するために必要と認める財産的基礎を有していないと認められる者
 - 九 認定事業を適切に実施するための必要な体制が整備されていないと認められる者
- 3 知事は、第1項の審査及び調査の結果又は前項の規定により認定しないときは、認定申請者にやまなし創生官民連携空き家活用事業として認定しない旨の通知書(様式第3号)を通知するものとする。

(認定の有効期間)

第6条 認定の有効期間は、認定した日から2年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、山梨県官民連携空き家活用促進事業費補助金交付要綱(以下「補助金交付要綱」という。)第7条第1項の規定に基づき提出された地域活性化等計画書に記載の認定事業(補助金交付要綱第18条第1項の規定に基づく報告が適切になされているものに限る。)にあっては、認定した日から補助金交付要綱第7条第2項第2号の期間の満了の日までを認定の有効期間とする。

(認定の公表)

第7条 知事は、第5条第1項の規定に基づく認定を行った場合は、次の各号に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 認定日
- 二 認定事業者の商号、名称又は氏名
- 三 認定事業者が法人である場合においては、その役員の氏名
- 四 認定事業に係る営業所又は事務所の名称及び所在地
- 五 認定事業者が未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の氏名)
- 六 認定事業の概要

(認定の取消し)

第8条 知事は、認定事業が第3条の規定に適合しないと認めた場合又は認定事業者が第5条第2項各号のいずれかに該当すると認めた場合にあつては、当該認定事業を取り消すことができるものとする。

(認定内容の変更)

第9条 認定事業者は、次の各号に該当するときは、速やかにやまなし創生官民連携空き家活用事業認定事項変更等届出書(様式第4号)により知事に届け出なければならない。

- 一 第7条第二号から第五号までに掲げる事項を変更したとき。
- 二 認定事業を中止し、又は廃止するとき。

(状況報告)

第10条 知事は、認定事業者に対し、必要に応じ、認定事業の遂行状況等を報告させることができる。

(県の責務)

第11条 知事は、認定事業者に対し、山梨県空き家等対策市町村連絡調整会議の協力を得て空き家に関する情報等の提供に努めるとともに、認定事業の推進に協力するものとする。

(認定事業者の責務)

第12条 認定事業者は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに、次に掲げる事項に努めなければならない。

- 一 地域の課題解決や地域の活性化等に資する空き家の活用
 - 二 前号に係る空き家の活用の県内における幅広い展開
 - 三 県及び市町村が講じる諸施策への協力
 - 四 補助金交付要綱第6条第2項の規定による地域への説明に関する協力
 - 五 補助金交付要綱第7条第1項の規定による地域活性化等計画書の作成に関する協力
 - 六 補助金交付要綱第18条第2項の規定による認定事業の実施状況の報告に関する協力
- 2 認定事業者は、地域活性化等施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれに対応しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の認定に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。